

各市町村介護保険主管課長
大里広城市町村圏組合介護保険主管課長

} 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長（公印省略）

介護支援専門員資格の登録の際等における県外に住民票がある者の
住民基本台帳ネットワークシステムの利用について（依頼）

県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、介護支援専門員資格の登録の際等における申請者の本人情報確認については、県内に住民票がある者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（以下、「住基法」という。）第30条の15第1項第1号の規定により、住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）を用いて確認しています。

このたび、住基法第30条の11第1項第1号の規定により、県外に住民票がある者についても住基ネットによる本人情報確認が可能となりました。

これにより、介護支援専門員資格の登録の際等における住所確認のための住民票の提出が不要となります。（※）

また、介護支援専門員に係る申請書類を一部変更し、新しい様式については県ホームページ（以下、「県ケアマネ情報局」という。）に掲載いたします。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、管内の居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の介護支援専門員へ御周知いただきますよう御協力をお願いします。

【参照】県ケアマネ情報局

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/index.html>

〔「さいたま介護ねっと」の「7.介護の資格や人づくり」からもアクセスできます。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/index.html>〕

（※）個人番号（マイナンバー）確認書類として、マイナンバーカード（裏面）の写し又は通知カード（両面）（氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限る。）のいずれかの提出ができない場合には、住民票所在地に関わらず、個人番号の記載がある住民票（過去3か月以内に交付され、「住民票コード」が記載されていないもの、コピー不可）の提出が必要です。

担当：介護人材担当 芳賀・大山
電話：048-830-3232
FAX：048-830-4781
E-mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp